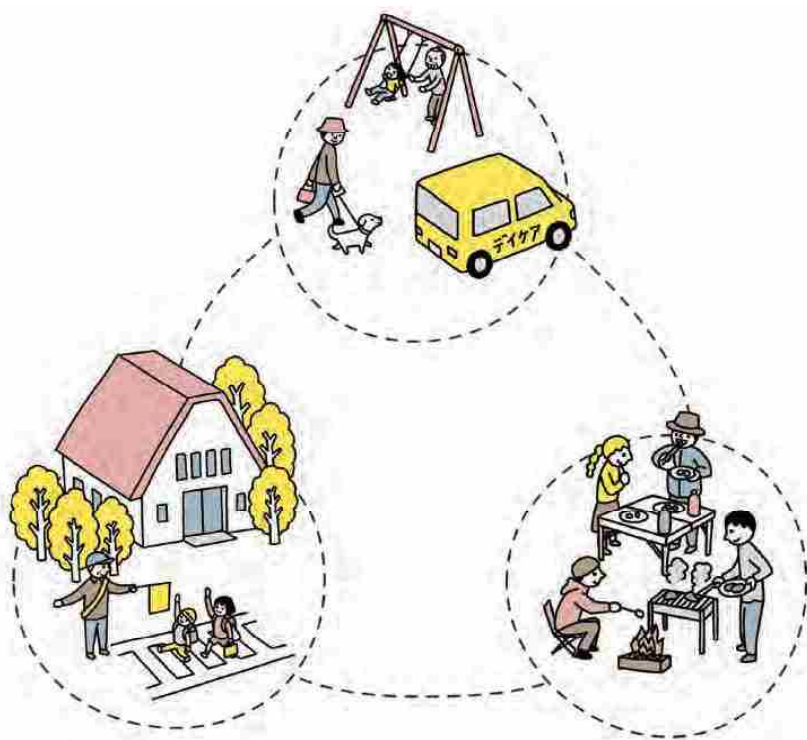


第10次厚木市総合計画

第2章 基本計画



第1期基本計画

1 第1期基本計画の概要

基本計画は、将来都市像の実現に向け、基本構想で定めた六つのまちづくりのビジョンに基づき、施策の方針や施策体系を明らかにしたものです。

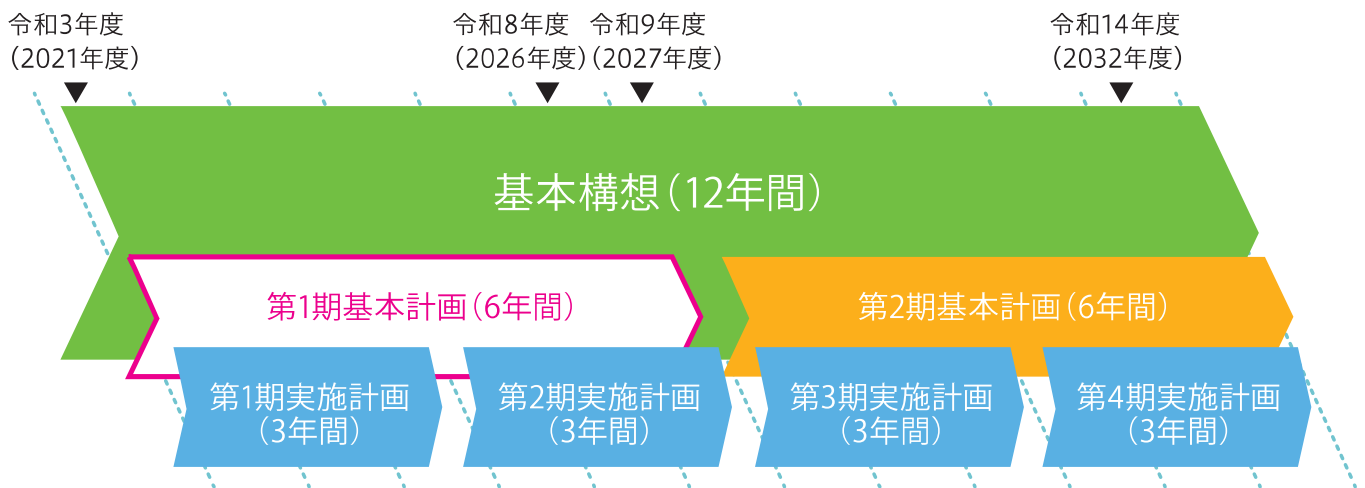
まちづくりのビジョン別プランでは、六つのまちづくりのビジョンに基づき、27の基本施策を展開します。

各基本施策では、目指す姿、第1期基本計画での取組方針を掲げ、現状と課題、それらを踏まえた施策の方向(行政が取り組むこと)を示すとともに、市民実感度、代表となる指標を設定し、基本施策の達成目標を明らかにしています。また、市民協働によるまちづくりを一層推進するため、市民、事業者がまちづくりを「自分ごと」として捉えることができるよう、それぞれが基本施策の推進において自発的に取り組むことができる内容を、「みんなができること」として記載しています。

地区別プランでは、15地区において、各地区の個性や特性をいかしたまちづくりを進めるため、地区が目指すまちの姿を掲げ、地区の特徴、地区の現状、地区の皆さんが感じている課題を記載し、それらを踏まえた主な施策の方向を示しています。

(1) 計画期間

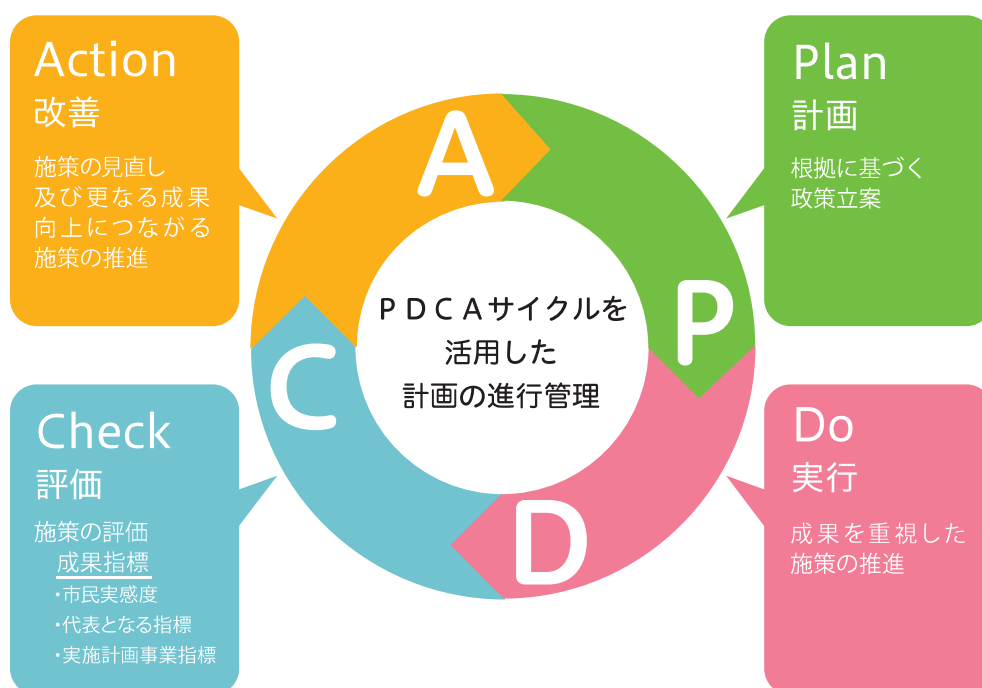
第1期基本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間とします。



(2) 進行管理

将来都市像の実現のため、まちづくりのビジョンに基づく各施策について、PDCAを活用し、効果的・効率的な行政運営を推進します。

施策の効果を的確に把握するため、各施策において指標を設定し、指標の目標値に対する達成状況について評価を行い、施策の効果の向上を図ります。



2 中長期的視点

(1) 位置付け

中長期的な視点は、基本構想におけるまちづくりの方向性を踏まえ、六つのまちづくりのビジョンを横断的に推進することで施策の効果を最大化し、将来都市像の実現を確実なものとするために設定するものです。

(2) 設定の背景

本市では、既に約4人に1人が65歳以上の超高齢社会^{*}に突入し、今後も高齢化が進むだけでなく、高齢者の中でも高い年齢層の割合が高まっています。誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケア^{*}社会の実現(p.64コラム参照)が求められています。

また、本市の将来都市像「自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ」の実現に向けて、持続可能な開発目標(SDGs)が掲げる、持続可能で多様性と包摂性のある社会に向けた取組は、目指す方向性が合致するものであり、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、SDGsの達成が求められています。

(3) 二つの中長期的な視点

第1期基本計画では、次の二つを中長期的な視点として位置付け、分野横断的に取り組めます。

① 地域包括ケア社会の実現

本市では、国が推進する高齢者を対象とした「地域包括ケアシステム」を包含する、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケア社会」の実現を目指し、子育て、教育、就労、ハード整備等において、福祉の視点で分野横断的に取組を推進します。

② SDGsの達成

持続可能で多様性と包摂性のある「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対して、分野横断的に取組を推進し、SDGsの達成を目指します。

3 重点項目

(1) 位置付け

重点項目は、社会経済情勢や市民ニーズ等を踏まえ、関連する取組を分野横断的に推進し、将来都市像の実現を確実なものとするために設定するものです。

(2) 設定の背景

地震や台風等の自然災害が激甚化する中、市民の安心・安全に対する意識の高まりから、防災・減災への取組が求められています。

また、まちの活力向上を図るため、中心市街地の魅力向上、都市機能の充実とともに、産業拠点の創出等の都市基盤整備が求められています。

さらに、少子高齢化の更なる進展が見込まれる中、将来にわたって日常生活に必要な生活サービス水準を確保し、都市と地域の活力を維持していくためには、コンパクトで持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。

加えて、新型コロナウイルス感染症*を契機とした「新たな日常」への対応が求められており、時間や場所にとられない行政サービスの提供や、窓口における書面による手続からICT*を活用したサービスへの移行など、デジタル化の推進が求められています。また、新たな技術は、経済成長を促すだけでなく、環境問題の解決にも寄与するとの認識から、あらゆる分野において活用を進めながら、脱炭素*・循環型社会*の実現に向けて取り組むなど、自然環境と共生するまちづくりを推進する必要があります。

(3) 三つの重点項目

第1期基本計画では、次の三つを重点項目として位置付け、分野横断的に取り組みます。

① 安心・安全に暮らせるまち

ハード、ソフト両面から防災・減災のまちづくりを推進し、安心・安全に暮らせるまちを目指します。

② 誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまち

中心市街地の都市機能や産業拠点などの都市基盤を整えるとともに、コンパクト・プラス・ネットワーク*型の都市づくり (p.97 コラム参照) を推進し、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまちを目指します。

③ デジタル化の推進及び自然環境と共生した持続可能なまち

経済成長と環境対応の好循環に向けて、「新たな日常」を踏まえた社会のデジタル化への対応、脱炭素・循環型社会の実現への取組等を推進し、一層便利で豊かに生活できるまちを目指すとともに、自然環境と共生した持続可能なまちを目指します。

4 施策体系



施策の方向(83)

② 災害対応力の強化	③ 地域防災組織の強化
② 救急体制の充実	③ 火災予防対策の推進
② 交通安全対策の強化	③ 防犯に対する取組の推進
② 就労・生きがいづくりの推進	③ 福祉サービス提供体制の充実
⑤ 障がい者福祉サービスの充実	⑥ 包括的な支援体制の充実
② 保育・幼児教育等の提供体制の充実	③ 親と子の健康づくりの推進
② 心と体の健康づくりの推進	③ 介護予防と認知症に対する取組の推進
② 多文化共生の推進	③ 相談・支援体制の充実
② 子どもたちを育てる支援体制の充実	③ 安全な教育環境の整備
② 家庭・地域・学校の協働の推進	③ 生涯学習活動の推進
② 郷土文化の継承と発展	
② 競技スポーツ活動の推進	③ スポーツ施設の整備・充実
② 市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進	③ 移動しやすい公共交通環境の整備
② にぎわい創出に向けた取組の推進	
② 景観形成の推進	③ 新たな産業拠点の整備
② 創業支援と中小企業支援の充実	③ 企業誘致の促進
② 勤労者の福利厚生支援	
② 観光資源の磨き上げの推進	③ 情報発信の充実
② 定住促進に向けた取組の推進	
② 地産地消の推進・6次産業化の推進	③ 鳥獣被害対策の強化
⑤ 水産業の活性化	
② 再生可能エネルギーの導入推進	③ 温室効果ガスの排出抑制
② 事業系ごみの更なる減量化・資源化	③ 安定的なごみ処理体制の確立
② 森林再生の推進	
② 環境美化の推進	
② 親しみやすい河川環境の整備	
② 地域コミュニティ活動の充実	③ 情報発信力の強化
② 健全な財政運営	③ 公共施設最適化の推進
② 他都市との交流促進	

重点項目

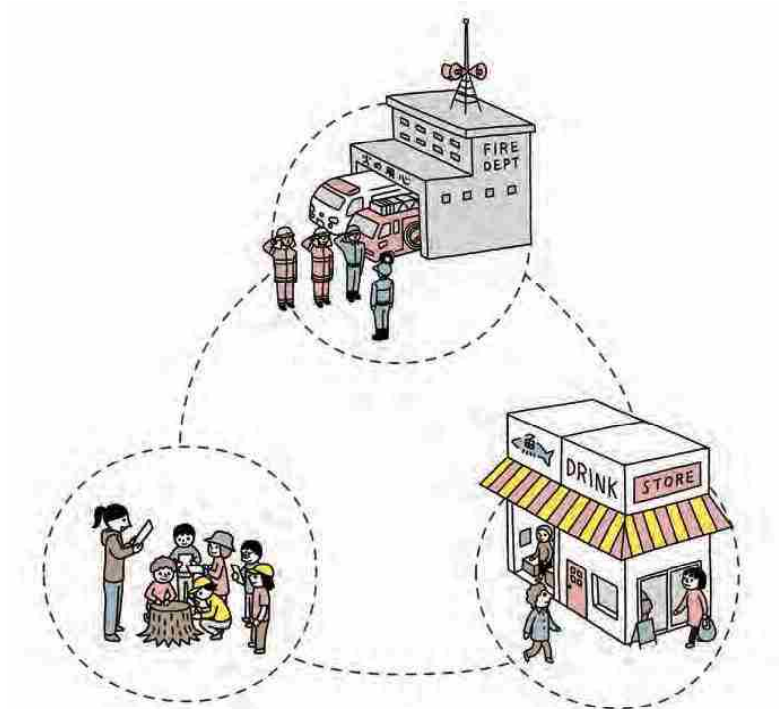
- 安心・安全に暮らせるまち
- 誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまち
- デジタル化の推進及び自然環境と共生した持続可能なまち

第10次厚木市総合計画

第2章 基本計画

5

まちづくりの ビジョン別プラン (基本政策)



(1) 基本施策の見方

目指す姿

第10次厚木市総合計画において目指す姿を示しています。

第1期基本計画での取組方針

目指す姿の実現に向け、第1期基本計画における取組方針を示しています。

関連データ

・各基本施策に関連するデータ(実績値・推計値等)を示しています。図表中では西暦表記や和暦表記の簡略表記を使用しています。

・「n」(Number of Cases)は、各設問の回答者数を示しています。
 ・小数点以下の端数処理により、内訳の和と合計値が一致しない場合があります。

1-1 災害に強いまちの実現

施策キーワード

- ☑ 防災・減災対策
- ☑ 災害時医療体制の確保
- ☑ 迅速・安全な避難体制づくり
- ☑ 災害への備え
- ☑ 地域における防災対応力

目指す姿

- ・災害に備えたハード整備など、防災・減災対策が進んでいます。
- ・防災・減災への意識が高まり、一人一人が口頭から災害への備えを行っています。
- ・災害発生時には、市民・事業者・行政が一体となって、自助・共助・公助の連携が更に進んでいます。

第1期基本計画での取組方針

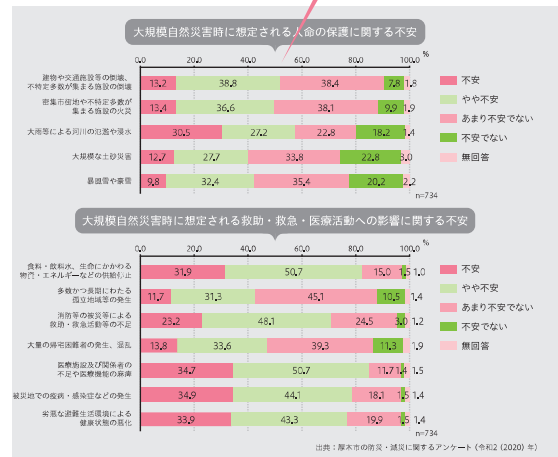
- ・地震や風水害に備えた防災インフラの整備及び耐震化の普及啓発を進めます。
- ・市民が「自分の命は自分で守る」という防災意識を持ち、必要な準備を行うことができるよう、情報の周知や啓発を行うとともに、災害時においても必要な医療が受けられるよう、体制の整備を進めます。
- ・自主防災組織への支援や避難所機能強化等を通じて、地域防災力の強化を図ります。

現状と課題

- ・近年、大型台風や局地的集中豪雨などの異常気象が増加し、都心南部直下地震[※]や南海トラフ巨大地震[※]の発生が危惧されるなど、市民の防災への意識が高まっています。災害発生時の被害防止に向けたインフラ整備などの災害対策を進める必要があります。
- ・災害発生時においても、継続的に必要な医療を受けられる体制の整備が求められています。市立病院等との連携を図り、医療体制の確保を図る必要があります。また、迅速に避難できる体制づくりが求められています。安全な場所への避難情報を迅速に伝達するとともに、新たな感染症対策等、状況に応じた避難所の適切な運営を行う必要があります。
- ・災害発生時には、公助の充実だけでなく、市民自らが備える自助の取組が求められます。市民の災害への備えに対する意識を高める必要があります。
- ・災害発生時には、近所で助け合う共助の取組が求められます。地域の災害対応力を高めるため、平時から、地域において、自主的な防災対策を行う必要があります。



命・財産を守り抜くまち



施策の方向（行政が取り組むこと）

- ① 災害に強い社会基盤の整備
 - 急傾斜地の土砂崩れ対策、河川の洪水対策や下水道による浸水対策などにより、地震、風水害時のリスク軽減に向けた取組を行います。
 - また、耐震化促進の普及啓発を進め、必要な水準を満たさない建物の耐震化を支援します。
- ② 災害対応力の強化
 - 「自分の命は自分で守る」という防災意識を啓発するため、防災訓練を実施するとともに、地区別防災マップやオールハザードマップ[※]の活用を図り、指定避難所などを周知します。
 - また、市立病院等との連携により、災害時に継続して医療を提供できるよう医療体制の確保に努めます。
- ③ 地域防災組織の強化
 - 自主防災組織の支援や避難所の機能強化と運営支援などを通じて、地域における防災対応力を強化します。

施策キーワード

各基本施策の内容を表す代表的なキーワードを示しています。

現状と課題

各基本施策の社会的状況や本市における現状と、今後取り組むべき課題を示しています。

みんなができること

市民、事業者がまちづくりを「自分ごと」として捉えることができるよう、それぞれが施策の推進において主体的に取り組むことができる項目を記載しています。

成果指標

第1期基本計画における基本施策の成果を明確にするための指標を示しています。

市民実感度

基本施策の成果を測るため、基本施策の取組状況に対する市民の実感度を設定し、アンケート調査で「そう思う」「ややそう思う」と回答した市民の割合の合計の現状値と目標値を示しています。

(「どちらでもない」「そう思わない・あまりそう思わない」と回答した市民の割合の現状値も参考として記載)

みんなができること

市民ができること

- ・防災訓練に参加する。
- ・家具の転倒防止や食料の備蓄など災害に対する備えを行う。
- ・ハザードマップを確認する。
- ・日頃から災害時の行動について話し合う。

事業者ができること

- ・災害に備えて、食料などを備蓄する。
- ・災害時に、従業員の一斉帰宅の抑制などを行う。
- ・災害時に、事業所などにおいて帰宅困難者を受け入れる。

成果指標

① 市民実感度

指標名	現状値 令和2(2020)年度			目標値 令和8(2026)年度
	●	●	●	●
急傾斜地の崩壊防止や浸水被害防止など、災害に備えたハード整備が進んでいると思う市民の割合	40.8%	34.7%	24.5%	45.0%
災害時の情報伝達手段や防災訓練の実施など、災害対応力強化の取組が進んでいると思う市民の割合	49.8%	27.6%	22.4%	60.0%
自主防災隊の育成、避難所の機能強化など、地域防災力向上の取組が進んでいると思う市民の割合	37.3%	37.0%	25.7%	50.0%

② 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8(2026)年度
災害に備えていることがある市民の割合	86.3%*	90.0%
住宅の耐震化率	89.8%	96.0%
災害応急対策等に関する協定の締結数	121件	140件
市民防災研修会における防災に対する意識高揚度	-	80.0%



わたしが任んでいるあつぎキャッチフレーズ制作委員会

施策の方向(行政が取り組むこと)

各基本施策の目指す姿の実現に向け、現状と課題を踏まえ、本市が実施する主な取組の方向性を示しています。

代表となる指標

基本施策の成果を測るため、本市が実施する基本施策における取組の成果を代表する指標の現状値と目標値を示しています。

(2)まちづくりのビジョン(基本政策)とSDGsの17ゴールの対応関係一覧



1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう

まちづくりのビジョン (基本政策)

基本施策

1 命、財産を守り抜くまち (安心政策)	1 災害に強いまちの実現				
	2 消防力の充実・強化				
	3 セーフコミュニティの推進				
2 支え合い、生き生きと暮らせるまち (輝き政策)	1 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちの実現	●	●	●	●
	2 子育て環境の充実	●	●	●	●
	3 健康寿命延伸の推進			●	
	4 多様性の尊重と平和都市の推進				●
3 夢や希望を持ち、自己実現ができるまち (成長政策)	1 学校教育の充実	●	●		●
	2 地域での学びを支える社会教育と生涯学習の推進				●
	3 文化芸術の振興				●
	4 生涯スポーツの振興			●	●
4 人が集い、交流し、新たな価値を生むまち (発展政策)	1 誰もが生活しやすいコンパクト・プラス・ネットワークの推進				
	2 魅力ある中心市街地等の形成				
	3 地域の個性をいかした魅力あるまちの実現				
	4 産業・商業の振興				
	5 安心して働くことができるまちの実現			●	●
	6 観光の振興				
	7 シティプロモーションと定住促進				
	8 農業・林業・水産業の振興				
5 環境に優しく、自然と共生するまち (潤い政策)	1 地球温暖化対策の推進				
	2 未来へつなげる循環型都市の実現				●
	3 自然との共生の推進				
	4 緑豊かで美しいまちの実現				
	5 河川と共生するまちの実現				
6 市民と共に確かな成長を創り出すまち (共創政策)	1 市民参加・市民協働の推進				
	2 行財政改革の推進				
	3 都市間連携の推進				



6 安全な水とトイレを世界中に
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
 8 働きがいも経済成長も
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
 10 人や国の不平等をなくそう
 11 住み続けられるまちづくりを
 12 つくる責任つかう責任
 13 気候変動に具体的な対策を
 14 海の豊かさを守ろう
 15 陸の豊かさを守ろう
 16 平和と公正をすべての人に
 17 パートナシップで目標を達成しよう

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
					●		●				●
					●		●				●
		●		●	●					●	●
			●	●	●					●	●
				●	●					●	●
					●						●
			●		●	●					●
		●	●		●				●		
		●	●		●						●
	●	●			●	●	●			●	●
	●	●			●	●		●			●
					●		●		●		●
●				●	●			●	●		●
					●						●
					●						●
					●						●

まちづくりの
ビジョン別プラン

まちづくりのビジョンとSDGsの対応関係

1 命、財産を 守り抜くまち (安心政策)



1-1 災害に強いまちの実現

施策キーワード

- ☑ 防災・減災対策
- ☑ 災害時医療体制の確保
- ☑ 迅速・安全な避難体制づくり
- ☑ 災害への備え
- ☑ 地域における防災対応力

目指す姿

- ・災害に備えたハード整備など、防災・減災対策が進んでいます。
- ・防災・減災への意識が高まり、一人一人が日頃から災害への備えを行っています。
- ・災害発生時には、市民・事業者・行政が一体となって、自助・共助・公助の連携が更に進んでいます。

第1期基本計画での取組方針

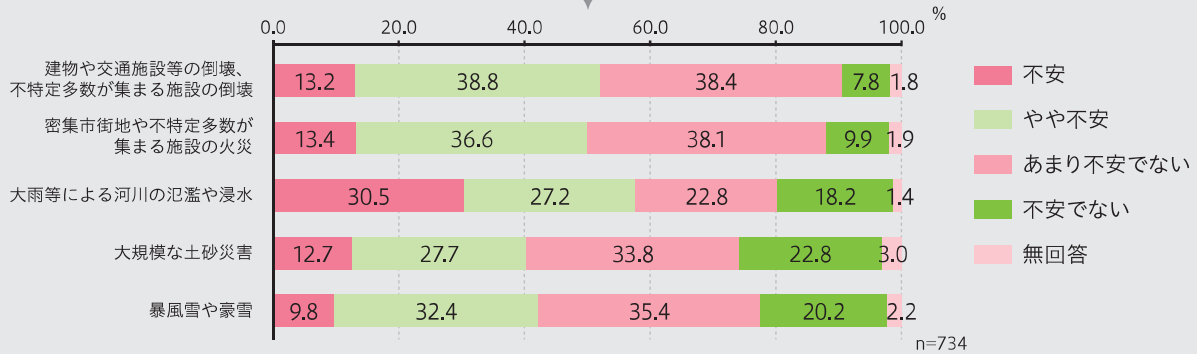
- ・地震や風水害に備えた防災インフラの整備及び耐震化の普及啓発を進めます。
- ・市民が「自分の命は自分で守る」という防災意識を持ち、必要な準備を行うことができるよう、情報の周知や啓発を行うとともに、災害時においても必要な医療が受けられるよう、体制の整備を進めます。
- ・自主防災組織への支援や避難所機能強化等を通じて、地域防災力の強化を図ります。

現状と課題

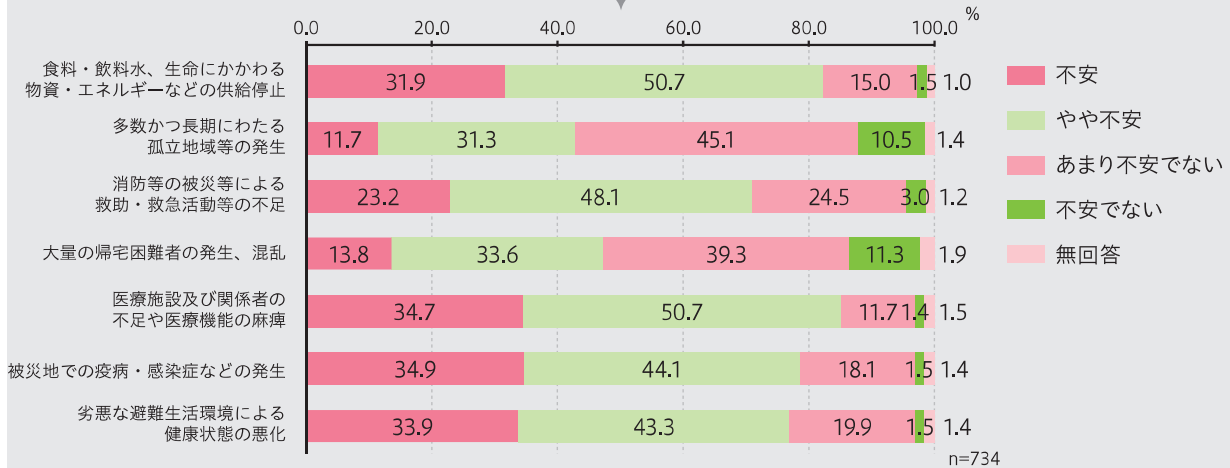
- ・近年、大型台風や局地的集中豪雨などの異常気象が増加し、都心南部直下地震^{*}や南海トラフ巨大地震^{*}の発生が危惧されるなど、市民の防災への意識が高まっています。災害発生時の被害防止に向けたインフラ整備などの災害対策を進める必要があります。
- ・災害発生時においても、継続的に必要な医療を受けられる体制の整備が求められています。市立病院等との連携を図り、医療体制の確保を図る必要があります。また、迅速に避難できる体制づくりが求められています。安全な場所への避難情報を迅速に伝達するとともに、新たな感染症対策等、状況に応じた避難所の適切な運営を行う必要があります。
- ・災害発生時には、公助の充実だけでなく、市民自らが備える自助の取組が求められます。市民の災害への備えに対する意識を高める必要があります。
- ・災害発生時には、近所で助け合う共助の取組が求められます。地域の災害対応力を高めるため、平時から、地域において、自主的な防災対策を行う必要があります。



大規模自然災害時に想定される人命の保護に関する不安



大規模自然災害時に想定される救助・救急・医療活動への影響に関する不安



出典：厚木市の防災・減災に関するアンケート（令和2（2020）年）

施策の方向（行政が取り組むこと）

① 災害に強い社会基盤の整備

急傾斜地の土砂崩れ対策、河川の洪水対策や下水道による浸水対策などにより、地震、風水害時のリスク軽減に向けた取組を行います。

また、耐震化促進の普及啓発を進め、必要な水準を満たさない建物の耐震化を支援します。

② 災害対応力の強化

「自分の命は自分で守る」という防災意識を啓発するため、防災訓練を実施するとともに、地区別防災マップやオールハザードマップ*の活用を図り、指定避難所などを周知します。

また、市立病院等との連携により、災害時に継続して医療を提供できるよう医療体制の確保に努めます。

③ 地域防災組織の強化

自主防災組織の支援や避難所の機能強化と運営支援などを通じて、地域における防災対応力を強化します。

みんなができること

市民ができること





- ・防災訓練に参加する。
- ・家具の転倒防止や食料の備蓄など災害に対する備えを行う。
- ・ハザードマップを確認する。
- ・日頃から災害時の行動について話し合う。

事業者ができること

- ・災害に備えて、食料などを備蓄する。
- ・災害時に、従業員の一齐帰宅の抑制などを行う。
- ・災害時に、事業所などにおいて帰宅困難者を受け入れる。

成果指標

1 市民実感度 : そう思う・ややそう思う : どちらでもない : そう思わない・あまりそう思わない

指標名	現状値 令和2(2020)年度			目標値 令和8(2026)年度
				
急傾斜地の崩壊防止や浸水被害防止など、災害に備えたハード整備が進んでいると思う市民の割合	40.8%	34.7%	24.5%	45.0%
災害時の情報伝達手段や防災訓練の実施など、災害対応力強化の取組が進んでいると思う市民の割合	49.8%	27.8%	22.4%	60.0%
自主防災隊 [*] の育成、避難所の機能強化など、地域防災力向上の取組が進んでいると思う市民の割合	37.3%	37.0%	25.7%	50.0%

2 代表となる指標 ^{*}は令和2(2020)年度、無印は令和元(2019)年度

指標名	現状値	目標値 令和8(2026)年度
災害に備えていることがある市民の割合	86.3% [*]	90.0%
住宅の耐震化率	89.8%	96.0%
災害応急対策等に関する協定の締結数	121件	140件
市民防災研修会における防災に対する意識高揚度	-	80.0%



わたしが住んでいるあつぎ等キャッチフレーズ最優秀賞受賞作品

1-2 消防力の充実・強化

施策キーワード

- ☑ 消防力の強化
- ☑ 救急体制の強化
- ☑ 応急手当の普及
- ☑ 地域連携による火災予防対策
- ☑ 火災のないまちづくり

目指す姿

- ・ 複雑多様化、大規模化する災害に、迅速かつ的確に対応した消防体制が充実しています。
- ・ 市民の応急処置への対応力向上と医療機関との連携の強化により、救急体制が充実し、救命率の向上が図られています。
- ・ 防火意識が高まり、防火対策が推進されています。

第1期基本計画での取組方針

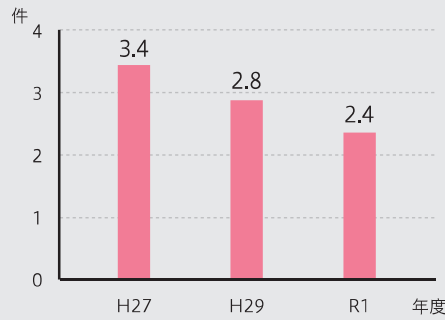
- ・ 複雑多様化、大規模化する災害に、迅速かつ的確に対応するため、消防庁舎の整備、消防組織体制の見直し及び地域防災の要である消防団との連携強化を図ります。
- ・ 応急手当の普及啓発、救急高度化の推進及び医療機関との連携による救急体制の充実を図ります。
- ・ 火災のないまちを目指し、地域や事業者と連携した地域ぐるみの火災予防対策に取り組めます。

現状と課題

- ・ 大規模自然災害の発生が危惧されています。消防、防災の拠点となる消防庁舎の整備、消防車両の更新や資機材の整備などを計画的に実施するとともに、消防団組織の充実を図る必要があります。
- ・ 更なる高齢化の進展や社会構造等の変化により、今後も増加傾向にある救急需要への対応が求められています。応急手当の普及啓発を推進するとともに、医療機関と連携して適切な救急医療が提供できるよう、救急体制を強化する必要があります。
- ・ 火災件数は、減少傾向にあります。しかし、火災は様々な要因や不注意などにより発生することから、防火意識を更に啓発し、住宅防火対策を推進するとともに、立入検査等を強化し、事業所における防火管理体制の充実を図る必要があります。

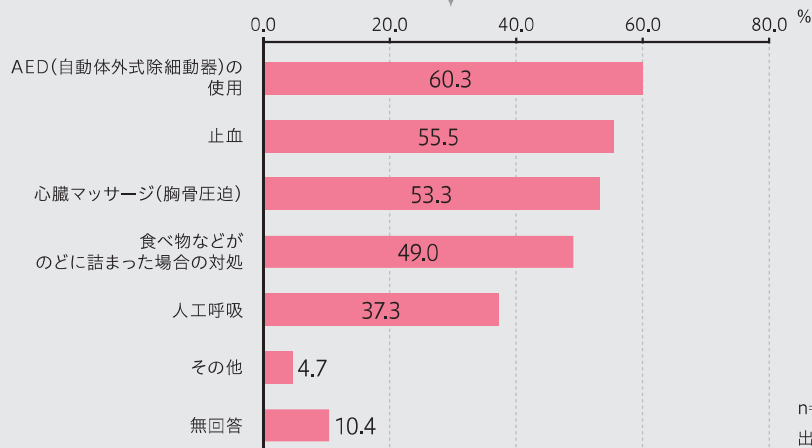


出火率（人口1万人当たりの出火件数）



資料：予防課

身に付ける必要がある応急手当



n=1,538

出典：令和元年度厚木市民意識調査

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 消防体制の充実

消防拠点施設や消防資機材等の整備を始め、消防団員確保と活動環境の充実を図るとともに、消防広域応援体制を推進し、消防力を強化します。

2 救急体制の充実

市民協働による応急救護体制を強化するため、幅広く救命講習会を開催し、応急手当の普及啓発を推進します。

また、医療機関との連携を更に強化し、救命率の向上を図ります。

3 火災予防対策の推進

地域や事業所における防火意識の普及啓発を推進するとともに、立入検査等を強化し、地域と連携した火災予防対策に取り組みます。

みんなができること

市民ができること





- ・救命講習会に参加する。
- ・調理中の火の扱いに注意するなど火の元に気を付ける。
- ・消火器の設置や点検を行う。

事業者ができること

- ・救命講習会に参加する。
- ・防火体制の整備など火災予防に取り組む。

成果指標

1 市民実感度 : そう思う・ややそう思う : どちらでもない : そう思わない・あまりそう思わない

指標名	現状値 令和2(2020)年度			目標値 令和8(2026)年度
				
消防・救急・救助体制が充実していると思う市民の割合	70.7%	25.1%	4.2%	75.4%
応急手当の普及に向けた取組が進んでいると思う市民の割合	47.5%	40.1%	12.4%	55.0%
火災予防の啓発など、火災予防の取組が進んでいると思う市民の割合	51.9%	35.8%	12.3%	60.3%

2 代表となる指標 ※は令和2(2020)年度、無印は令和元(2019)年度

指標名	現状値	目標値 令和8(2026)年度
出火率(人口1万人当たりの出火件数)	2.4件	2.4件
AEDの使い方や心臓マッサージの方法を知っている市民の割合	60.7%*	68.1%
市民による応急手当の実施率	61.2%	66.5%
消火器の使い方や住宅用火災警報器の点検方法を知っている市民の割合	79.4%*	82.2%



1-3 セーフコミュニティの推進

施策キーワード

- ☑ 協働によるセーフコミュニティ
- ☑ 事故やけがの防止
- ☑ 交通安全対策
- ☑ 放置自転車対策
- ☑ 防犯活動の推進
- ☑ 特殊詐欺・消費者被害の未然防止

目指す姿

「事故やけがは、偶然の結果ではなく、予防できる」というセーフコミュニティの理念の下、地域住民などとの協働により、誰もがいつまでも安心・安全で健康に暮らせるまちが実現されています。

第1期基本計画での取組方針

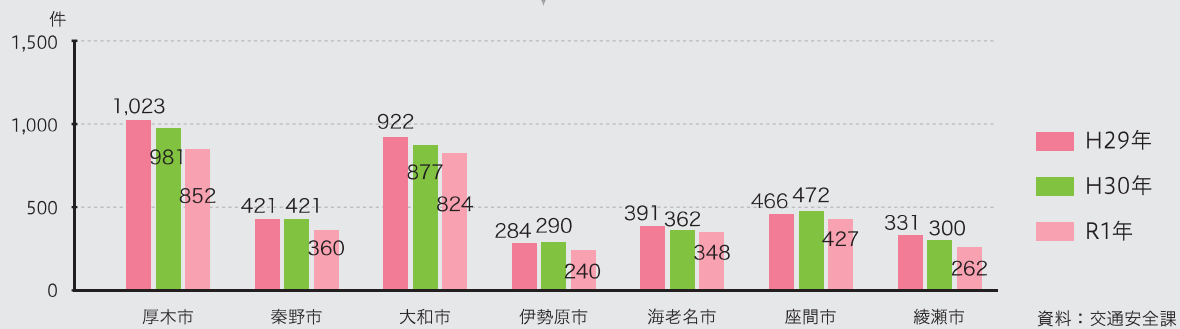
- ・ 市民・関係団体・行政などが連携・協働し、セーフコミュニティの認証指標^{*}やセーフコミュニティ推進条例に基づき、誰もが健康で安心して安全に暮らすことができるまちづくりを進めます。
- ・ 交通安全の啓発活動や、放置自転車の対策に取り組みます。
- ・ 街頭犯罪の未然防止及び犯罪の抑制を図るため、市民協働による防犯パトロールなどの防犯活動を行うとともに、消費者トラブルの早期解決・防止に向け、消費生活相談や啓発活動を実施します。

現状と課題

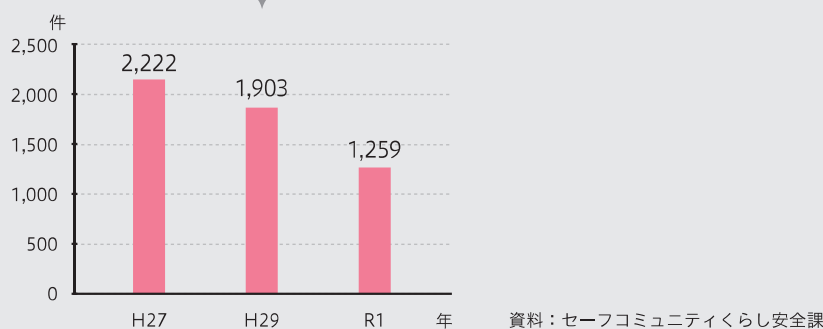
- 事故やけがの発生を予防し、誰もが健康で安心して安全に暮らすことができるよう、セーフコミュニティ活動を推進するとともに、より効果的な取組が求められています。各分野の対策委員会(p.57コラム中段参照)間の連携強化など、推進体制の充実を図る必要があります。
- 市内の交通事故件数は減少傾向にあるものの、県内の他市町村と比較して発生率が高い状況です。交通の安全を確保するため、交通安全意識の向上や放置自転車の減少に取り組む必要があります。
- 防犯対策事業の推進により、刑法犯認知件数^{*}は減少傾向にありますが、様々な手口や手段を使った特殊詐欺^{*}については、依然として高齢者の被害が発生しています。被害を未然に防止する取組を進める必要があります。
- 高齢者などが点検商法^{*}などの悪質商法による消費者トラブルに巻き込まれています。また、悪質商法の巧妙化、複雑化が進んでいます。消費者被害の未然防止、早期解決に向けた取組を強化する必要があります。



交通事故件数及び他市町村との比較の推移



刑法犯認知件数の推移



施策の方向（行政が取り組むこと）

① セーフコミュニティの取組の推進

セーフコミュニティの理念の下、市民や関係団体など、安全の向上を担う様々な組織と連携・協働し、事故やけがなどのデータの収集と科学的な分析を行い、根拠に基づいた対策を実施します。

② 交通安全対策の強化

地域と行政などとの協働により、市内の主要道路における交通指導や駅周辺などでの啓発キャンペーンを実施します。

また、放置自転車の指導・整理や自転車などの駐車場の拡充などにより、通行の安全確保を図ります。

③ 防犯に対する取組の推進

市民協働による防犯活動の充実を図ります。

また、特殊詐欺の情報の周知などに取り組むとともに、警察と連携して特殊詐欺被害の未然防止に努めます。

さらに、消費者トラブルの早期解決を図るとともに、悪質商法などに関する効果的な啓発活動の展開を図り、消費者被害の未然防止に努めます。

みんなができること

市民ができること





- ・ 交通ルールやマナーを守る。
- ・ 防犯の見回り活動に参加する。

事業者ができること

- ・ 防犯、交通安全の見回り活動を実施する。
- ・ 従業員等に労働災害や交通安全について啓発する。
- ・ 従業員等に対して、振り込め詐欺など特殊詐欺未然防止についての教育を行う。

成果指標

1 市民実感度 : そう思う・ややそう思う : どちらでもない : そう思わない・あまりそう思わない

指標名	現状値 令和2(2020)年度			目標値 令和8(2026)年度
				
事故やけがなどがなく健康で安心・安全に暮らせるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	41.8%	36.6%	21.6%	54.4%
交通安全の取組が進んでいると思う市民の割合	40.4%	34.5%	25.1%	52.4%
防犯の取組が進んでいると思う市民の割合	36.8%	36.7%	26.5%	52.5%

2 代表となる指標 *は令和2(2020)年度、無印は令和元(2019)年度

指標名	現状値	目標値 令和8(2026)年度
セーフコミュニティに関する研修会等参加者のセーフコミュニティに対する意識高揚度	86.5%	97.4%
自転車の安全のために心掛けていることがある市民の割合	53.2%*	65.2%
交通事故発生件数(暦年)	852件	618件
防犯などの対策について心掛けていることがある市民の割合	90.1%*	96.0%
刑法犯認知件数(暦年)	1,259件	531件
特殊詐欺被害件数(暦年)	31件	15件



セーフコミュニティ

「事故やけがは、偶然の結果ではなく、予防できる」

市民と協働で進める安心・安全に暮らせるまちづくりの取組

安心・安全に対する課題

平成20(2008)年頃、市民生活の安心・安全をめぐって以下の課題があり、市民から高い関心が寄せられていました。

- ①交通事故や子どもの安全を脅かす事案等の「事件事故の予防」
- ②事件等に巻き込まれる不安の「体感治安不安感の改善」
- ③良好な近隣社会生活環境をつくる「コミュニティの絆の再生」

解決する手法として

平成20(2008)年WHO(世界保健機関)が推奨する国際認証 「セーフコミュニティ」を導入

セーフコミュニティの取組を宣言し、地域診断等を経て八つの課題を抽出し、対策委員会を設置。

安心して安全に暮らすことのできるまちの実現に向け、地域ぐるみで子どもを守る登下校時の「愛の目運動」の実施を始め、「かけこみポイント※」の設置、防犯パトロールの実施、民間交通監視所の設置などに取り組んでいます。

取組の成果として

市民協働で取組を継続したことにより、空き巣や自転車の盗難を始めとする刑法犯認知件数※は約7割、交通事故件数は約6割減少するなどの大きな成果が得られました。

平成22(2010)年セーフコミュニティ認証取得、 セーフコミュニティ認証都市に

平成27(2015)年セーフコミュニティ再認証を取得

令和3(2021)年の3度目の認証を目指して、世界基準の安心・安全なまちづくりを推進しています。

2 支え合い、生き生きと 暮らせるまち (輝き政策)



2-1

住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちの実現

施策キーワード

- ☑ ゆるやかな見守り活動
- ☑ 生きがいづくり
- ☑ 福祉サービス基盤の強化
- ☑ 自立した生活のための在宅介護
- ☑ 障がいに対する理解
- ☑ 包括的な支援体制づくり

目指す姿

誰もが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会が実現されています。

第1期基本計画での取組方針

- ・「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を進め、助け合える関係を構築します。
- ・高齢者の生きがいや就労機会の創出の取組を進め、社会参加の機会を提供します。
- ・介護老人保健施設などの整備や人材確保など、ニーズに対応した高齢者福祉サービス提供体制を整備します。
- ・高齢者が可能な限り自立した生活を送ることができるよう、生活支援の取組を進めます。
- ・障がい者が自立して生活できるよう、また、サービスを必要とする人に質の高いサービスを提供できるよう、サービス内容の充実や人材の確保に取り組みます。
- ・医療、介護、福祉等の連携による包括的な支援体制の構築を図ります。

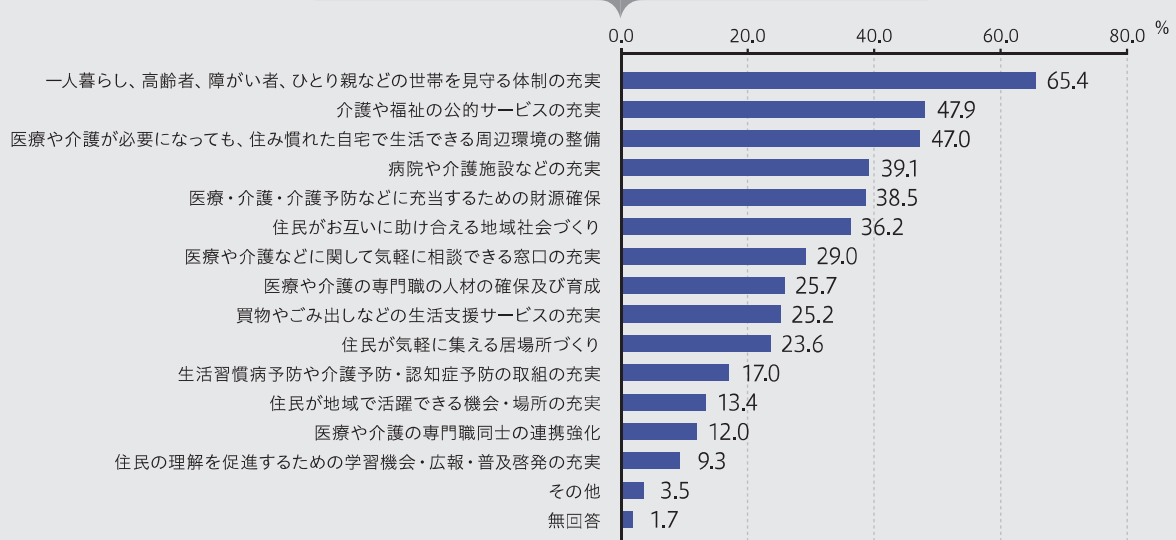
現状と課題

- 日頃から地域の中で顔の見える関係を作ることが求められています。ゆるやかな見守り※や互いに可能な範囲で協力し合える環境づくりを進める必要があります。また、高齢者が、これまでに培った経験などを地域づくりや地域の支え合いの機会に発揮し、生涯にわたり、生き生きと暮らせるよう、環境の整備を進める必要があります。
- 必要な介護施設サービスを適切に提供することが求められています。施設整備や人材の確保など、サービスの基盤整備を図る必要があります。
- 介護が必要な状況になっても、在宅での生活を希望する人が増えています。高齢者が可能な限り自立した生活を送ることができるよう、生活支援の取組を進める必要があります。
- 障がい者が自立して生活できる環境づくりが求められています。障がいへの理解や社会参加の場づくりを進める必要があります。また、障がい者の状況に応じた、適切なサービスの提供や支援体制の強化を図る必要があります。



- 個人の尊厳が守られ、困りごとを抱えないために、支援が必要な人を受け止める体制の整備が求められています。医療、介護、福祉等の連携による包括的な支援体制の構築を進める必要があります。

地域包括ケア※社会の実現に向けて必要だと思う取組



n=1,467
出典：令和元年度厚木市民意識調査

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 地域福祉活動の推進

地域において、日頃から適度な距離感を持った、住民同士のゆるやかな見守り活動を通じて、困ったときに助け合える、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を進めます。

2 就労・生きがいづくりの推進

高齢者の外出を促進するとともに、地域における交流の場を整備し、社会参加の機会の拡大を通じて、いつまでも生きがいを持てるよう支援します。

また、高齢者が培った豊かな知見や経験をいかせる場づくりを支援し、高齢者の就労機会の確保を図ります。

3 福祉サービス提供体制の充実

要介護者※などが、自宅で日常生活を維持するために、身体状況などに応じて作成された介護支援計画(ケアプラン)に基づき、必要なサービスが受けられるよう、サービス必要量の確保に努めます。

また、在宅サービスの要望を基本とした上で、必要に応じた施設整備を行います。

4 高齢者福祉サービスの充実

ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、可能な限り自立した生活を送るための在宅支援サービスを提供します。

また、高齢者の外出機会を拡大するため、バス交通費に対する一部助成を行うなど、高齢者福祉サービスを提供します。

5 障がい者福祉サービスの充実

福祉施設や医療機関などとの連携により、障がいの特性に応じた必要なサービスの提供の充実を図るとともに、地域や社会活動への参加を促進し、生きがいを持った自分らしい生活を支援します。

また、障がいに対する理解を深める機会を提供し、啓発を進めます。

6 包括的な支援体制の充実

地域包括支援センター※や障がい者相談支援センターを中心に、それぞれが地域の実態や課題について把握するとともに、関係機関などとの連携による分野横断的な相談体制の充実を図ります。

みんなができること

市民ができること





- ・ゆるやかな見守り活動を行う。
- ・地域の人が集える居場所づくりを主催する。
- ・交流の場に参加する。
- ・高齢者や障がい者を支えるボランティア活動に参加する。
- ・老いることや障がいについて理解を深める講座に参加する。
- ・困りごとを抱えている人に相談窓口を教える。

事業者ができること

- ・高齢者や障がい者の雇用機会を拡大する。
- ・従業員等に対して老いることや障がいについて理解を深める啓発を行う。
- ・従業員等が介護する時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランス※を推進する。

成果指標

1 市民実感度 : そう思う・ややそう思う : どちらでもない : そう思わない・あまりそう思わない

指標名	現状値 令和2(2020)年度			目標値 令和8(2026)年度
				
見守り、居場所づくりなど、地域福祉活動が進んでいると思う市民の割合	48.0%	33.9%	18.1%	60.0%
高齢者、障がい者の就労・生きがいづくりに対する支援の取組が進んでいると思う市民の割合	39.6%	38.1%	22.3%	50.0%
高齢者福祉施設の整備など、福祉サービス提供体制が充実していると思う市民の割合	43.4%	38.8%	17.8%	50.6%
高齢者に対する福祉サービスや支援が充実していると思う市民の割合	44.3%	37.1%	18.6%	50.0%
障がい者に対する福祉サービスや支援が充実していると思う市民の割合	36.4%	46.9%	16.7%	52.0%
支援を必要とする人を受け止める包括的な支援体制が充実していると思う市民の割合	35.4%	42.1%	22.5%	50.5%

2 代表となる指標 *は令和2(2020)年度、無印は令和元(2019)年度

指標名	現状値	目標値 令和8(2026)年度
地域の人との関わりがあると思う市民の割合	53.9%*	63.5%
生きがいを持って生活を送っている市民の割合	74.6%*	80.0%
ケアプラン点検の実施事業所数	35事業所	50事業所
介護職の人材支援を受けて市内事業所に就労した人数	20人	48人
地域住民による助け合い活動団体数	7団体	11団体
市内障害福祉サービス事業所の地域生活支援拠点の登録数	5か所	16か所
地域福祉コーディネーター*の活動件数	1,752件	2,900件

地域包括ケア社会の実現に向けて

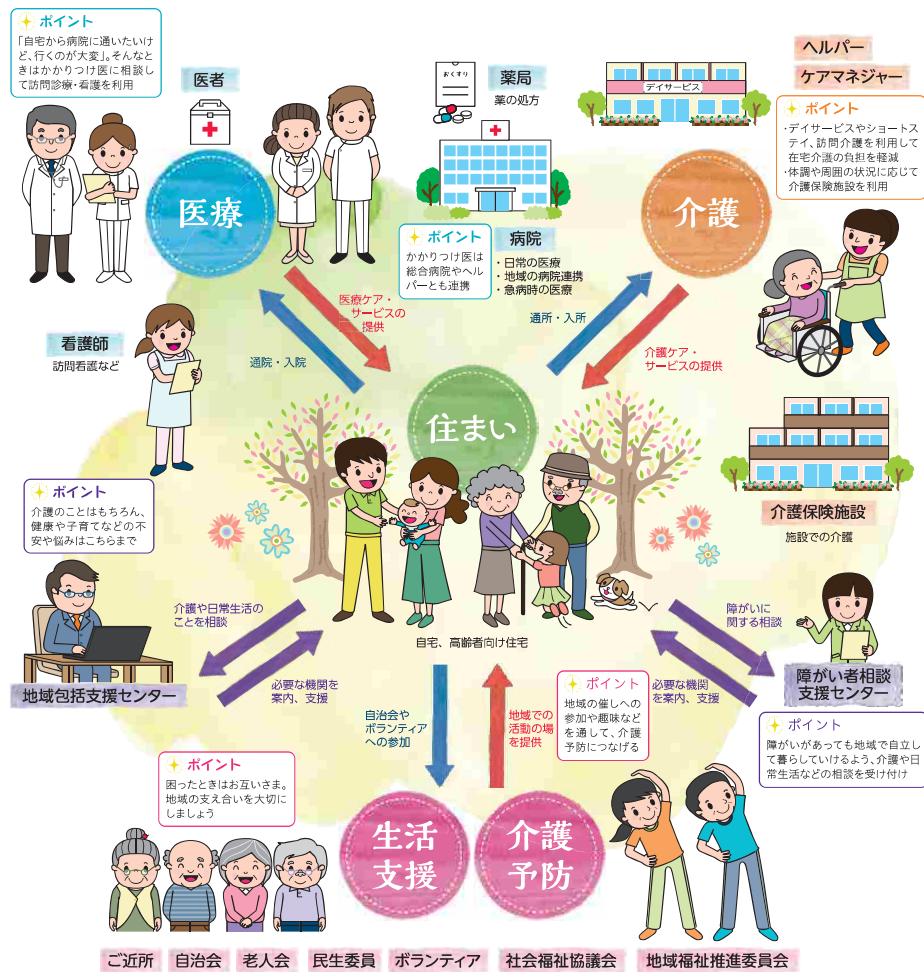
国が推進する「地域包括ケアシステム」

重度な要介護※状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される高齢者を対象とした仕組み

厚木市が推進する「地域包括ケア社会」

本市では、「地域包括ケアシステム」を、高齢者だけでなく、誰もが利用できる仕組みであるべきと考えました。

国が推進する高齢者を対象とした「地域包括ケアシステム」を包含する、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケア社会」の実現を目指し、子育て、教育、就労、ハード整備等において、福祉の視点で分野横断的に取組を推進します。





わたしが住んでいるあつぎ等キャッチフレーズ最優秀賞受賞作品

2-2 子育て環境の充実

施策キーワード

- ☑ 子育てに関するニーズの多様化
- ☑ 地域全体での子育てサービス
- ☑ 質の高い保育・幼児教育
- ☑ 親と子の健康づくり
- ☑ 切れ目のない支援
- ☑ 療育支援

目指す姿

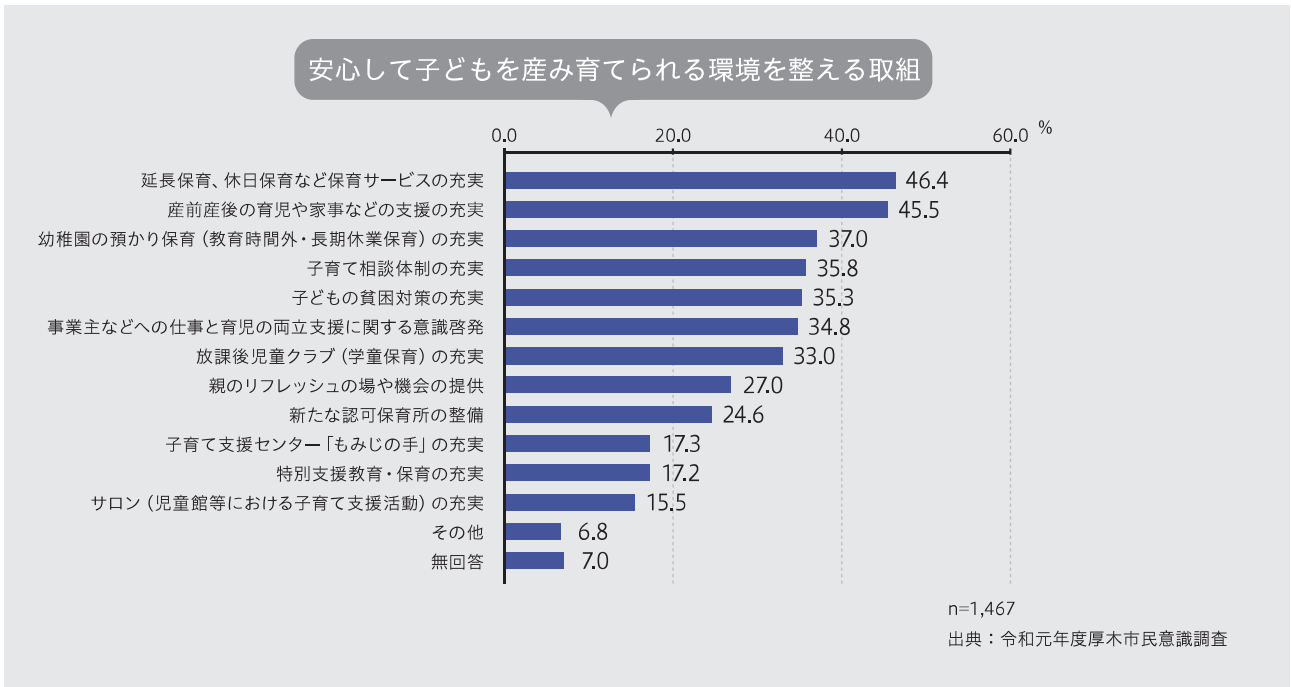
- ・子どもたちが健やかで心豊かに成長できる環境が整っています。
- ・地域全体で子どもと子育て家庭を支える体制が整い、保護者が子育てに伴う誇りと喜びを実感できる社会が実現されています。
- ・子どもたちの育つ力を応援するため、保育・幼児教育ニーズに対応したサービスが提供されています。
- ・保健・医療支援が充実し、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っています。

第1期基本計画での取組方針

- ・子育て家庭に対する経済的な負担軽減などの子育てサービスを充実させるとともに、地域全体での子育てを推進するため、地域、関係機関などとの連携を深め、子育て支援体制の充実を図ります。
- ・保育所などの機能充実や保育・幼児教育内容の充実を図るとともに、人材確保に努め、保育・幼児教育の提供体制の充実を図ります。
- ・保健、福祉などの分野が連携した総合的な健康づくりや育児に関する不安・悩みの軽減を図り、親と子の健康づくりを推進します。

現状と課題

- 子育て支援に対するニーズが増大かつ多様化するとともに、子育てについて、特別な支援を必要とする家庭が増加傾向にあります。ニーズや状況にきめ細かく対応するとともに、より一層、地域全体で子育て家庭を支える体制を整備する必要があります。
- 多様化する保育ニーズに対応し、安心して保育サービスを受けられる環境の整備が求められています。質の高い保育・幼児教育の推進が必要です。
- 核家族化の進展や家族を取り巻く環境の多様化により、孤立感や負担感、子育てに対する悩みや不安を抱える妊産婦や保護者が増加しています。安心して妊娠、出産、子育てができるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援ができる環境を整備する必要があります。



施策の方向（行政が取り組むこと）

1 子育てサービスの充実

ライフスタイルの変化などによる保育ニーズの多様化に対応した子育てサービスを提供するとともに、家庭や子どもの状況に合わせ、適切な支援を実施します。

また、地域における子育て支援体制の充実を図り、地域力[※]を活用した子育て支援を促進します。

2 保育・幼児教育等の提供体制の充実

保育所の機能充実や、認定こども園、幼稚園、保育所などの保育・教育内容の充実を図るとともに、担い手となる教育・保育従事者の確保に取り組みます。

3 親と子の健康づくりの推進

子どものライフステージに応じて、保健、福祉などの分野が連携した、総合的な健康づくりに取り組みます。

また、保護者の育児に関する悩みや不安の軽減を図るとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供します。

さらに、療育を必要とする子どもとその保護者に対する療育支援[※]を推進します。

みんなができること

市民ができること





- ・子育て家庭を温かく見守り、声掛けや必要に応じて手助けをする。
- ・子育て支援事業やイベントに参加する。

事業者ができること

- ・従業員等のワーク・ライフ・バランス[※]を推進する。
- ・子育てパスポート AYUCO [※]サポーター店舗に登録する。
- ・あつぎ家庭の日[※]を啓発する。
- ・男性の育児休業取得を進める。

成果指標

1 市民実感度 : そう思う・ややそう思う : どちらでもない : そう思わない・あまりそう思わない

指標名	現状値 令和2(2020)年度			目標値 令和8(2026)年度
				
子育てサービスが充実していると思う市民の割合	66.0%	25.6%	8.4%	67.2%
保育と幼児教育の提供体制が充実していると思う市民の割合	54.4%	35.4%	10.2%	56.8%
母子保健など、親と子の健康づくりの取組が進んでいると思う市民の割合	51.3%	39.5%	9.2%	54.5%

2 代表となる指標 *は令和2(2020)年度、無印は令和元(2019)年度

指標名	現状値	目標値 令和8(2026)年度
子育てについて困ったときに、気軽に相談できる相手がいる市民の割合	55.9%*	57.1%
保育施設等入所率	99.9%	100%
妊娠届出率(妊娠11週以下)	80.9%	86.0%



わたしが住んでいるあつき等キャッチフレーズ最優秀賞受賞作品

2-3 健康寿命延伸の推進

施策キーワード

- ☑ 医療体制の強化
- ☑ 市立病院と地域の医療機関等との連携
- ☑ 早期発見・早期治療
- ☑ 生活習慣病の予防
- ☑ 介護予防ケアマネジメント
- ☑ 認知症対策

目指す姿

- ・地域医療の提供体制が整い、安心して医療機関を受診できる体制づくりが進んでいます。
- ・予防的観点から、ライフステージに応じた健康づくりの取組が進み、健康寿命*が延伸されています。
- ・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸されるとともに、認知症に対する理解が広まり、高齢者やその家族を支える体制が整っています。

第1期基本計画での取組方針

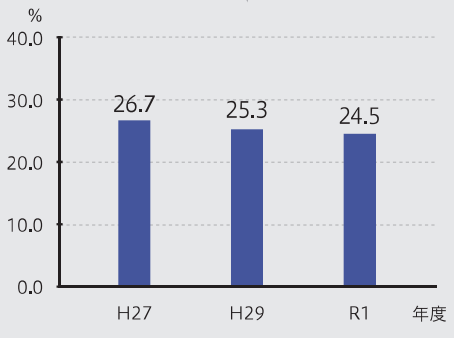
- ・新たな感染症を始め、あらゆる医療ニーズに対応するため、市立病院など地域医療支援病院と地域の医療機関等との連携により、医療体制の更なる充実を図ります。
- ・健康診査*受診率の向上を図るとともに、保健、栄養指導、健康講座等による健康管理意識の高揚により、健康づくりを進めます。
- ・要介護*状態になることを予防するため、介護予防ケアマネジメント*を実施するとともに、医療や福祉サービスと連携した認知症対策を進めます。

現状と課題

- ・新たな感染症を始め、多様化、増大化する医療ニーズへの対応が求められています。地域医療を支える存在として、保健師や看護師等の医療人材の確保など医療体制の強化を図る必要があります。また、質の高い医療サービス提供体制の整備が求められています。市立病院と地域の医療機関等との連携を強化する必要があります。
- ・疾病の早期発見、早期治療を図ることが求められています。各種検診*等の受診率向上に取り組む必要があります。また、生活習慣病が増え、個人の経済的負担及び医療費等が増加しており、医療保険制度等を健全に運営することが課題となっています。生活習慣病の発症や重症化を予防する必要があります。
- ・生涯にわたって、健康で自立した生活が送れる環境づくりが求められています。健康意識の高揚を図るとともに、ライフステージに応じた健康維持の取組を推進する必要があります。
- ・要支援*・要介護認定者数は、増加傾向にあり、高齢者人口の伸び率を上回る状況です。また、認知症高齢者数も増加傾向にあります。介護予防の取組や認知症の早期対応に向けた取組を進める必要があります。

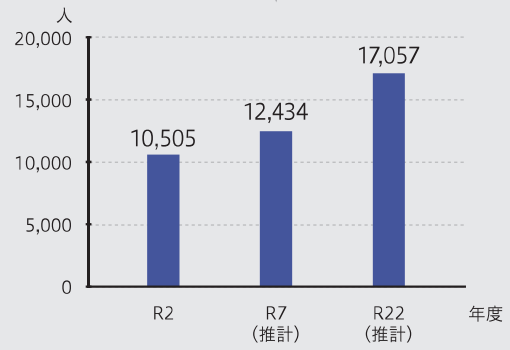


がん検診受診率の推移



資料：健康づくり課

認知症高齢者数の推計



資料：介護福祉課

施策の方向（行政が取り組むこと）

① 地域医療体制の充実

医療需要の増大に対応するため、保健師や看護師等の医療人材の確保、定着を図り、医療体制を強化します。
また、休日・夜間における救急医療体制の確保、健康相談や医療機関情報の提供の充実を図るとともに、市立病院と地域の医療機関等との連携を図ります。

② 心と体の健康づくりの推進

各種検診等に対する周知や積極的受診勧奨により、受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療に取り組むとともに、健康管理に関する情報提供等により健康課題に関する認知度、意識の高揚を図り、生活習慣病の発症、重症化の予防を推進します。
また、生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるよう、運動等の身体を動かす機会の提供や心と体の健康相談を実施します。

③ 介護予防と認知症に対する取組の推進

要支援者[※]等の多様な生活支援ニーズに対応した介護サービスの提供を行うとともに、要介護状態等になることを予防するため、介護予防ケアマネジメントを実施します。
また、医療や福祉サービスと連携した認知症に対する総合的な支援を行います。

みんなができること

市民ができること





- ・健康についての講座に参加する。
- ・健康診査やがん検診を受ける。
- ・かかりつけ医を持つ。
- ・バランスの良い食事をとり、適度な運動を習慣付ける。
- ・認知症について理解を深め、周囲の認知症の方を見守る。

事業者ができること

- ・施設内禁煙など健康に配慮した職場環境づくりや、メンタルヘルス対策[※]など、従業員の健康づくりを進める。
- ・従業員等に対して、健康管理に関する情報を提供する。
- ・心身の健康についての相談窓口を周知する。
- ・従業員等が心身の健康を保てるようワーク・ライフ・バランス[※]を推進する。

成果指標

1 市民実感度 : そう思う・ややそう思う : どちらでもない : そう思わない・あまりそう思わない

指標名	現状値 令和2(2020)年度			目標値 令和8(2026)年度
				
メジカルセンターなど休日・夜間における医療体制が充実していると思う市民の割合	56.0%	25.9%	18.1%	59.0%
市立病院の救急医療体制が充実していると思う市民の割合	50.2%	35.7%	14.1%	59.0%
市立病院と地域のクリニック等との連携が充実していると思う市民の割合	39.6%	39.3%	21.1%	48.5%
検診、生活習慣病予防など、健康づくりの取組が進んでいると思う市民の割合	64.1%	24.8%	11.1%	76.0%
介護予防と認知症に対する取組が進んでいると思う市民の割合	31.2%	44.8%	24.0%	40.0%

2 代表となる指標 *は令和2(2020)年度、無印は令和元(2019)年度

指標名	現状値	目標値 令和8(2026)年度
市立病院の紹介率*	71.2%	80.0%
市立病院の逆紹介率*	60.9%	65.0%
健康増進のために取り組んでいることがある市民の割合	90.0%*	93.5%
健康診断やがん検診、人間ドックを受けた市民の割合	80.0%*	86.0%
特定健康診査*の受診率	36.3%	43.0%
長寿健康診査*等の受診率	39.5%	41.5%
認知症や寝たきり予防について取り組んでいることがある市民の割合	78.9%*	79.5%
高齢者のうち、介護を必要とする人(要介護・要支援認定者)の割合	14.3%	17.6%

2-4

多様性の尊重と平和都市の推進

施策キーワード

- ☑ 人権の尊重
- ☑ 多様性への理解
- ☑ 多文化共生
- ☑ 海外友好都市等との交流
- ☑ 人権に対する相談・支援の強化
- ☑ 平和への理解促進

目指す姿

- ・年齢、性別、国籍、心身の特性、考え方などにかかわらず、一人一人が互いの存在を尊重できるまちが実現されています。
- ・虐待、DV*などについての相談・支援体制が充実しています。
- ・戦争の悲惨さと平和の尊さについて理解が深まっています。

第1期基本計画での取組方針

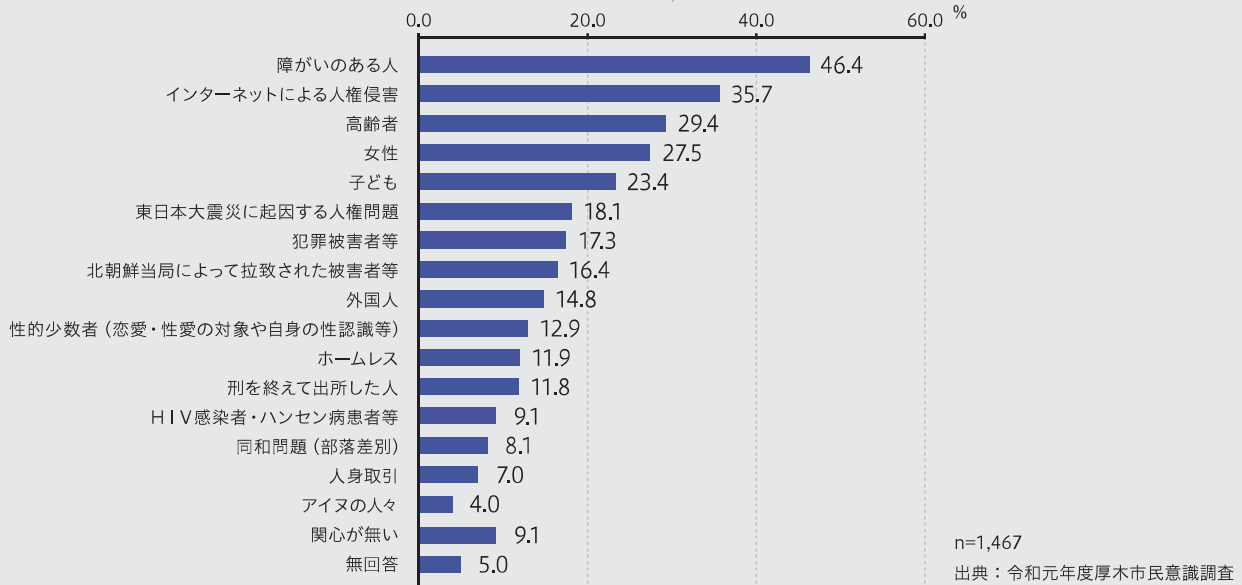
- ・互いを尊重し合えるよう、多様性、多文化共生についての啓発を推進します。
- ・被害者、相談者の立場に立ったきめ細かな支援を行うため、関係機関相互の連携強化を図り、情報共有や支援体制を充実させます。
- ・平和について理解を深めるための取組を推進します。

現状と課題

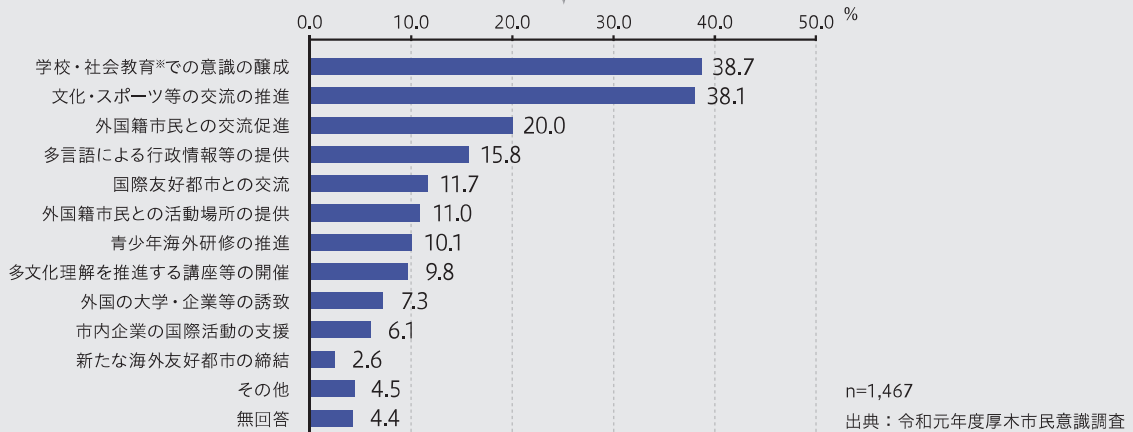
- 人権を尊重し、多様性に配慮する意識を醸成することが求められています。関係団体と連携しながら、あらゆる年代に対して、啓発を行う必要があります。
- 出入国管理法の改正により、外国人住民の増加が見込まれています。生活習慣の相違等について相互理解を進める必要があります。また、海外友好都市等との交流機会は増加しているものの、民間団体主導による交流が少ない状況です。海外友好都市等との交流を活性化するため、民間団体等による交流活動を支援する必要があります。
- 人権侵害等の不安がなく暮らせることが求められています。人権等についての不安や悩みの解消を図る必要があります。また、児童虐待やDV等について、内容の多様化、複雑化が進んでいます。個々の事案に応じた適切な支援を進める必要があります。
- 戦争を知らない世代が増える中、平和推進事業への若い世代の参加が少ない状況です。平和の大切さを伝えられるよう、参加率向上に向けた効果的な啓発事業に取り組む必要があります。



人権や差別に対する関心



多文化への理解を深め、国際化に対応するための取組



施策の方向（行政が取り組むこと）

1 多様性に対する理解の促進

人権について正しく理解し、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し行動できるよう、市民、地域、学校、事業者等と協働、連携しながら、ライフステージに合わせた人権教育・啓発を推進します。

2 多文化共生の推進

国籍に関係なく、地域の構成員として共に生活できるよう、必要な情報を提供し、日常生活を支援するとともに、関係機関との連携、海外友好都市等との交流を進め、国際理解や多様な価値観への理解を促進します。

3 相談・支援体制の充実

人権侵害やその脅威・不安等について、気軽に相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の充実に努めます。また、複雑化、多様化する人権問題に総合的かつ迅速に対応できるよう、国、県等の関係機関・相談支援機関や各種団体との連携強化を図ります。

4 平和都市の推進

「国際平和と核兵器廃絶を求める都市宣言“あつぎ”」を広く周知するとともに、戦争を知らない世代が、興味や関心を持っての方法で、平和への理解を促進します。

みんなができること

市民ができること





- ・多様性について理解を深める事業に参加する。
- ・性別に関係なく、家事、育児、介護などを協力して行う。
- ・国際交流事業やイベントに参加する。
- ・困りごとを抱えている人に相談窓口を教える。
- ・平和についての事業に参加する。

事業者ができること

- ・性別などに関係なく、能力や適性をいかせる職場環境を整える。
- ・ワーク・ライフ・バランス*を推進する。
- ・従業員等に対して多様性について啓発する。

成果指標

1 市民実感度 : そう思う・ややそう思う : どちらでもない : そう思わない・あまりそう思わない

指標名	現状値 令和2(2020)年度			目標値 令和8(2026)年度
				
国籍や民族、性別、心身の特性などの異なる人々が、互いの違いを尊重できるまちづくりが進んでいると思う市民の割合	26.7%	47.6%	25.7%	30.0%
困りごとに対する相談・支援体制が充実していると思う市民の割合	27.1%	45.7%	27.2%	30.0%
平和についての啓発が進んでいると思う市民の割合	17.5%	49.7%	32.8%	40.0%

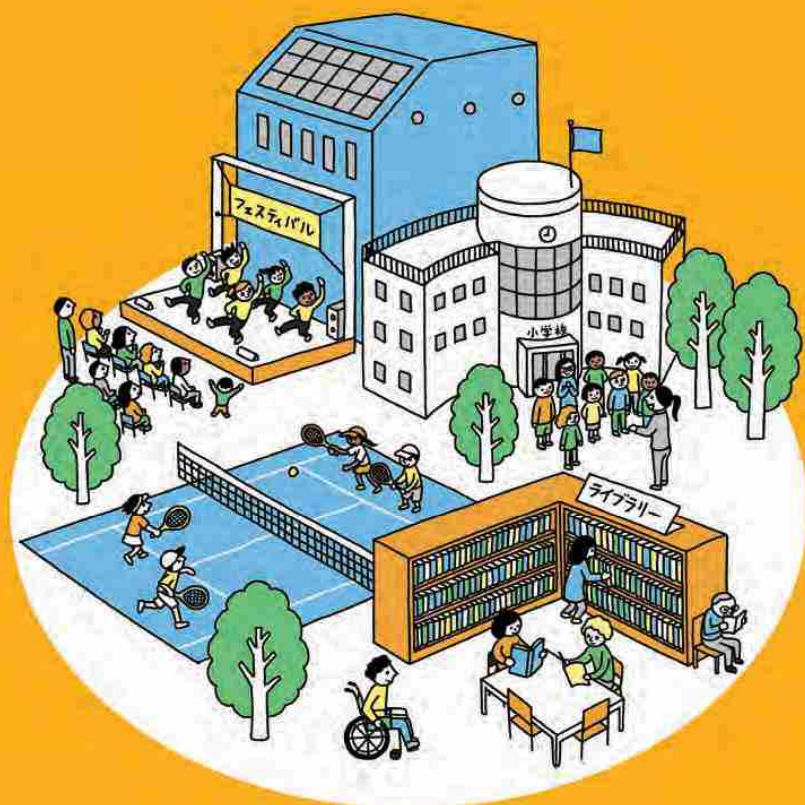
2 代表となる指標 現状値は令和元(2019)年度

指標名	現状値	目標値 令和8(2026)年度
人権講座参加者の人権意識高揚度	86.2%	86.8%
民間団体等による国際交流活動に対する補助金交付件数	3件	8件
海外友好都市等との交流活動件数	12件	21件
日本語教室参加者数	5,179人	5,500人
児童虐待相談に対し速やかに(48時間以内)対応できた件数の割合	73.7%	100%
平和のための展示会参加者数	509人	630人



わたしが住んでいるあつき等キャッチフレーズ最優秀賞受賞作品

3 夢や希望を持ち、自己 実現ができるまち (成長政策)



3-1

学校教育の充実

施策キーワード

- ☑ 特色ある学校づくり
- ☑ 教職員の指導力の向上
- ☑ 安全・快適に学べる環境
- ☑ 学校生活における相談・支援体制の充実

目指す姿

子ども一人一人が伸び伸びと学び、自分の進みたい道を選択するために必要な学力及び心身を育むことができる教育環境が整備されています。

第1期基本計画での取組方針

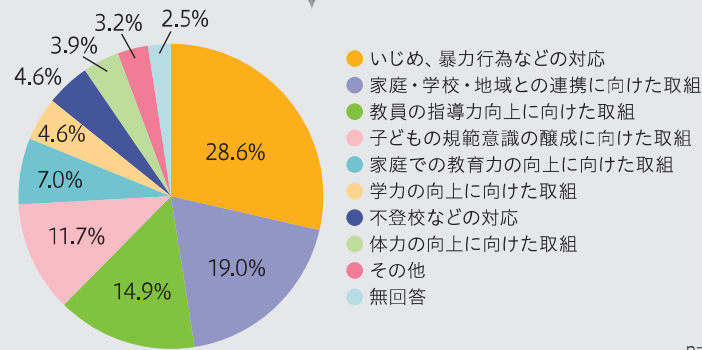
- ・これからの社会の変化に対応できるよう、生きる力^{*}を育みます。
- ・教職員の資質、能力、指導力を一層向上させるため、研究・研修等により教育環境の充実を図ります。
- ・安心・安全で快適な教育環境の確保を図ります。
- ・様々な課題や困難を抱える子どもと保護者に対し、状況に応じた相談・支援体制を充実させます。

現状と課題

- 子どもたちが将来の夢や希望に向かって進むことができる取組が求められています。子どもの個性や特性を踏まえた教育内容の充実や、それぞれの状況に応じた対応を行う必要があります。
- 国際化やICT^{*}の進展への対応など、求められる教育内容が変化しています。教職員の資質、能力を一層向上させるため、研究や研修に取り組む必要があります。
- 学校施設の老朽化が進んでいます。施設の改修等により安全性を確保するとともに、児童・生徒数の変動に対応した学校の在り方について検討を進める必要があります。
- 教育においていじめ、暴力行為などへの対応に関するニーズが高まっています。必要な支援を受け、安心して学校生活を送ることができる環境を整備する必要があります。



現在の教育において重要な取組



n=1,467

出典：令和元年度厚木市民意識調査

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 自立につながる生きる力の育成

本市独自の特色ある学校づくりを進めるとともに、個に応じたきめ細かな指導を充実させることにより、基礎的な知識、技能や学ぶ意欲の向上を図ります。

2 子どもたちを育てる支援体制の充実

子ども一人一人の課題や教育的ニーズに応じた指導、支援を行うため、教職員の資質・能力を向上させることにより、質の高い教育環境の充実を図ります。

3 安全な教育環境の整備

適切で計画的な学校施設の維持管理と予防保全※等を実施することにより、子どもたちが安心して安全に学校生活を送ることができる快適な教育環境を確保します。

また、市立小・中学校の適正規模・適正配置に係る検討を進めます。

4 安心して共に学べる教育の推進

学校生活を進める上で支援を必要とする子どもや、外国につながる子ども※、学校に行きづらさを感じている子どもなどへの支援を推進します。

また、子どもや保護者が学校生活に関する不安や悩みについて安心して相談でき、支援を受けられる体制を構築します。

みんなができること

市民ができること





- ・子どもたちの登下校を見守る。
- ・授業の補助など学習支援に協力する。
- ・校内の草刈りや美化清掃など学びの場の整備に協力する。
- ・かけこみポイント※に登録する。

事業者ができること

- ・経験や専門性をいかした授業支援や出前授業などを実施する。
- ・職業体験に協力する。
- ・かけこみポイントに登録する。

成果指標

1 市民実感度 : そう思う・ややそう思う : どちらでもない : そう思わない・あまりそう思わない

指標名	現状値 令和2(2020)年度			目標値 令和8(2026)年度
				
子どもたちが自ら課題に取り組む意欲をもっていると思う市民の割合	26.8%	52.2%	21.0%	35.0%
教職員研修や各種支援員の配置など、子どもたちを育てるための支援体制が充実していると思う市民の割合	29.7%	51.6%	18.7%	35.0%
安全な教育環境の整備が進んでいると思う市民の割合	37.3%	48.2%	14.5%	39.7%
人権教育やインクルーシブ教育 [*] の推進により、子どもたちが安心して共に学べる取組が進んでいると思う市民の割合	28.3%	56.2%	15.5%	35.0%

2 代表となる指標 ^{*}は令和2(2020)年度、無印は令和元(2019)年度

指標名	現状値	目標値 令和8(2026)年度
全国学力・学習状況調査の全国の平均正答率に対する本市の達成率	95.8%	101.0%
ICTを活用して授業を行った教員の割合	70.4%	100.0%
校舎の外壁、屋上などの長寿命化 [*] 改修率	58.5%	69.0%
子どもたちの心に思いやりの気持ちが育っていると思う市民の割合	61.1% [*]	65.0%
全国学力・学習状況調査の思いやりに関する設問に肯定的に回答した児童・生徒の割合	86.3%	90.0%



わたしが住んでいるあつぎ等キャッチフリーズ最優秀賞受賞作品

3-2

地域での学びを支える社会教育と生涯学習の推進

施策キーワード

- ☑ 地域での学びの場づくり
- ☑ 家庭・地域・学校の協働
- ☑ 家庭の教育力向上
- ☑ 生涯にわたり学ぶことができる環境
- ☑ 青少年の健全育成

目指す姿

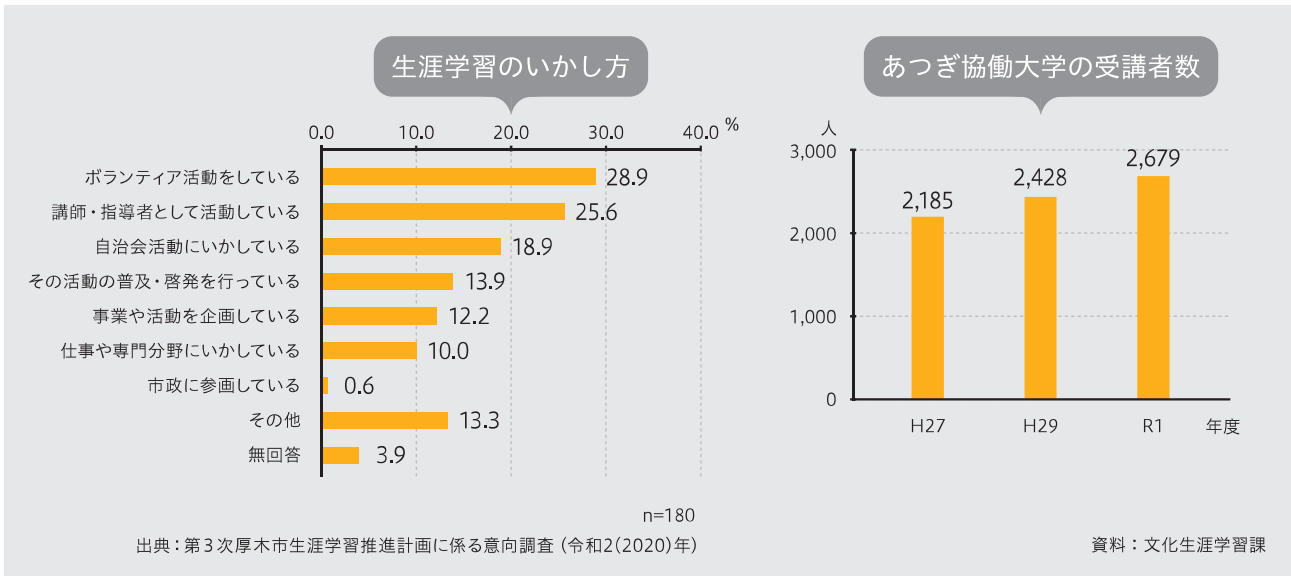
- ・ 地域の実情に応じた学習機会の創出や地域の人材を活用した学習支援体制の整備が進んでいます。
- ・ 家庭、地域、学校が連携し、家庭教育の充実が図られています。
- ・ 生涯にわたって多様な学習機会が提供され、学びや交流、つながりの拠点が整備されています。
- ・ 地域における子どもたちの健全育成に対する取組が進んでいます。

第1期基本計画での取組方針

- ・ 多様な学習機会の提供、地域住民の出会いや交流、つながりの拠点である公民館活動を推進します。
- ・ 教育の出発点である家庭の教育力を高めるため、家庭教育を推進します。
- ・ 生涯にわたって自ら学び続けられる学習環境を提供します。
- ・ 地域全体で青少年の健全な育成を図るため、関係団体の活動の支援や子どもの居場所づくりを進めます。

現状と課題

- 地域力*の向上のため、多様化、高度化する学習ニーズに対応することが求められています。地域特性をいかした学習機会の提供や、地域の結びつきの強化や教育の充実を図るための拠点の整備を進める必要があります。
- 家庭・地域での教育は、健全な心身や基本的な生活習慣、コミュニケーション能力を育む重要な場であることから、家庭・地域での教育力を高めることが求められています。保護者や地域が教育の重要性を再認識し取り組むことができるよう、支援する必要があります。
- 価値観が多様化する中、様々な学習ニーズに対応することが求められています。市民がいつでも、どこでも、誰でも、気軽に生涯にわたり学び続けられる環境を整える必要があります。
- 青少年を取り巻く環境が変化する中、困難を抱える青少年への支援が求められています。青少年が豊かな人間性や社会性を身に付けられるよう、様々な体験や多様な世代との交流ができる環境を整える必要があります。



施策の方向（行政が取り組むこと）

1 地域主体で取り組む社会教育^{*}の振興

公民館における各種学級・講座、事業の充実や必要な機能、施設の整備により、公民館の地域コミュニティ活動や地域教育の拠点性の向上を図ります。

2 家庭・地域・学校の協働の推進

家庭・地域・学校がそれぞれの役割を担い、相互に補完し、協力しながら、家庭の教育力向上等に向けた取組の充実を図るとともに、家庭教育の重要性について理解が深まるよう啓発を行います。

3 生涯学習^{*}活動の推進

年代に応じた様々な学習機会の提供、読書環境の充実、誰もが生涯学習活動に参加しやすい環境の整備、地域人材の積極的な活用と指導者やボランティアの育成等により、生涯にわたり学ぶことができる環境づくりを推進します。

4 青少年の健全育成に向けた取組の推進

青少年の主体性や社会性を育む多様な学習、活動、体験の機会及び場の提供並びに指導者、関係団体の支援に取り組みます。

また、青少年の悩み、薬物及び非行問題、有害環境などに対応するため、各関係機関・団体との連携を強化します。

みんなができること

市民ができること





- ・ 公民館での事業やイベントに参加する。
- ・ 家庭教育や子どもの育ちを地域全体で支援するため、地域の子どもたちに関心を寄せ、あいさつや声掛けを行う。
- ・ あつぎ協働大学^{*}や輝き厚木塾^{*}など生涯学習活動に参加する。
- ・ 市立図書館を利用するなど、本に親しむ。
- ・ 青少年の体験・交流活動を支援する。

事業者ができること

- ・ 地域での事業やイベントに対する理解を深め、協力をする。
- ・ サークル活動などの場で、指導者として教えることができる機会を設け、地域での学びに協力する。

成果指標

1 市民実感度 : そう思う・ややそう思う : どちらでもない : そう思わない・あまりそう思わない

指標名	現状値 令和2(2020)年度			目標値 令和8(2026)年度
				
地域のニーズを踏まえた社会教育の取組が進んでいると思う市民の割合	26.0%	53.7%	20.3%	32.0%
家庭・地域・学校の協働が推進されていると思う市民の割合	33.3%	47.7%	19.0%	39.0%
生涯学習活動の支援や誰もが気軽に活動できる学習環境の整備が進んでいると思う市民の割合	30.3%	48.3%	21.4%	36.0%
青少年健全育成会、子ども会活動など、青少年の健全育成の取組が充実していると思う市民の割合	29.7%	47.2%	23.1%	40.0%

2 代表となる指標 *は令和2(2020)年度、無印は令和元(2019)年度

指標名	現状値	目標値 令和8(2026)年度
公民館を利用している市民の割合	28.6%*	33.0%
公民館での学級・講座参加者の満足度	70.1%	73.1%
地域や学校の行事に参加又は協力している市民の割合	34.0%*	40.0%
家庭教育支援*事業に参加した保護者の家庭教育への有効度	97.3%	97.5%
生涯学習活動を行っている市民の割合	41.6%*	47.0%
図書館を利用している市民の割合	22.0%*	30.0%
図書館の貸出者数	408,233人	490,000人
青少年健全育成団体が行った事業の参加率	45.7%	60.0%



わたしが住んでいるあつぎ等キャッチフレーズ最優秀賞受賞作品

3-3 文化芸術の振興

施策キーワード

- ☑ 文化芸術との触れ合い
- ☑ 伝統文化・芸能の活用
- ☑ 郷土文化の継承
- ☑ 文化芸術に親しむ環境づくり
- ☑ 市民協働による文化芸術活動

目指す姿

- ・身近に本市の歴史や文化芸術に触れる機会が提供されています。
- ・伝統文化・郷土芸能や文化財が、次の世代へ保存・継承されています。

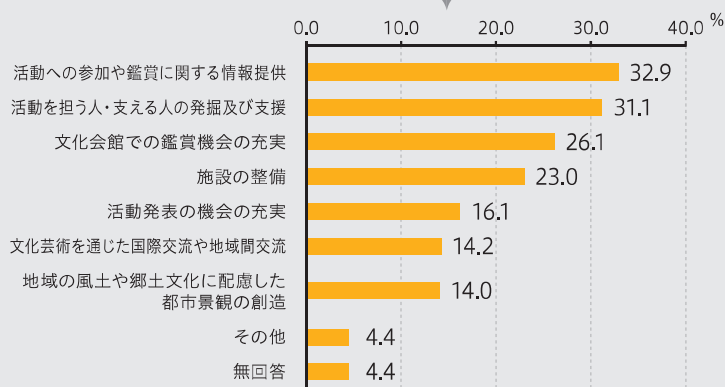
第1期基本計画での取組方針

- ・文化、芸術に触れる機会を提供するとともに、文化芸術活動に取り組みやすい環境の整備に努めます。
- ・郷土の文化や自然、文化財、伝承してきた伝統芸能を受け継ぎ、後世に伝えるため、活動の場の充実や後継者の育成を支援します。

現状と課題

- ・誰もが気軽に文化芸術に触れ、親しむことができる環境づくりが求められています。文化芸術活動の充実に取り組む必要があります。
- ・価値観・ライフスタイルの変化等により、地域の伝統文化に対する関心や意識が変化しています。先人から受け継いだ地域の宝である郷土の文化を、風化させずに次の世代へ伝えていく必要があります。

文化芸術活動をより充実させるための取組



n=1,467

出典：令和元年度厚木市民意識調査



施策の方向（行政が取り組むこと）

1 文化芸術活動の推進

様々な世代の多様なニーズを捉えた文化芸術事業を企画・実施し、文化芸術の振興に向けた環境づくりに取り組みます。

2 郷土文化の継承と発展

市民協働により、伝統文化・芸能や文化財の保護及び活用を図ることで、市民の郷土文化に関する理解を深め、継承につなげます。

みんなができること

市民ができること

- ・文化芸術事業やイベントに参加する。
- ・自身の文化芸術に関する経験や知識などをいかし、文化芸術活動に協力する。
- ・地域の文化財や郷土文化に興味を持ち、関連する活動に参加する。

事業者ができること

- ・文化芸術事業やイベントに対する理解を深め、協力をする。

成果指標

1 市民実感度

😊: そう思う・ややそう思う 😐: どちらでもない 😞: そう思わない・あまりそう思わない

指標名	現状値 令和2(2020)年度			目標値 令和8(2026)年度
	😊	😐	😞	😊
文化芸術に親しむ機会が提供されていると思う市民の割合	41.1%	36.6%	22.3%	46.0%
郷土文化の継承と発展の取組が進んでいると思う市民の割合	37.5%	37.8%	24.7%	44.0%
あつぎ郷土博物館の取組が進んでいると思う市民の割合	38.1%	40.9%	21.0%	44.0%

2 代表となる指標

*は令和2(2020)年度、無印は令和元(2019)年度

指標名	現状値	目標値 令和8(2026)年度
市内で文化芸術に親しんでいる市民の割合	18.9%*	24.0%
文化芸術事業の参加者数	4,729人	5,200人
厚木の郷土文化に興味がある市民の割合	49.2%*	55.0%
あつぎ郷土博物館の講座及び展示における満足度	90.2%	92.0%
郷土芸能の公演及び体験講座の参加者数	8,678人	8,800人

3-4 生涯スポーツの振興

施策キーワード

- ☑ スポーツに親しむ環境づくり
- ☑ トップアスリートの育成
- ☑ 安全・快適なスポーツ施設

目指す姿

いつでも、どこでも、誰でも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツを通じて相互理解を深めることができる環境が整備されています。

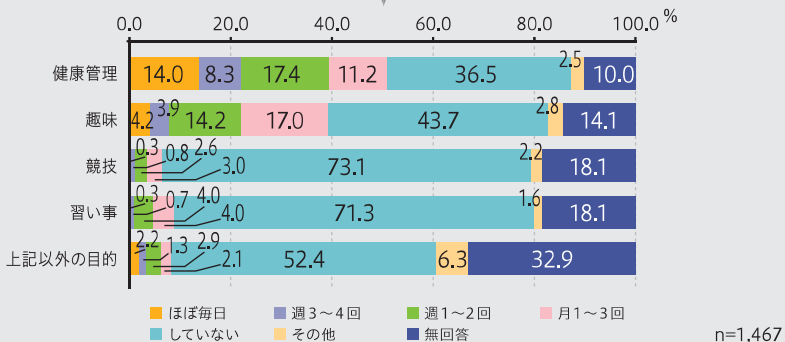
第1期基本計画での取組方針

- ・誰もが、自発的に様々な形でスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツイベントの拡充や施設の整備及び充実に取り組みます。
- ・トップアスリートの育成及び指導者の育成を支援し、競技スポーツ活動を推進します。

現状と課題

- 生涯にわたって、一人一人の興味や関心、目的に応じてスポーツを楽しむ環境づくりが求められています。様々なスポーツ活動の機会を提供する必要があります。
- トップアスリートを輩出することは、地域の誇りとなるとともに、スポーツ人口の拡大につながるため、国際大会や全国大会で活躍できるアスリートの育成が求められています。最高峰の競技を身近で体感し、スポーツの魅力を感じられる環境を整備する必要があります。
- 既存のスポーツ施設の老朽化が進んでいます。安全にスポーツに親しめるよう、施設の改修や適切な維持管理を進める必要があります。また、施設の利用状況や市民ニーズの多様化を踏まえ、施設の整備や配置の適正化を進める必要があります。

運動（スポーツ）の目的及び頻度



出典：令和元年度厚木市民意識調査



施策の方向（行政が取り組むこと）

1 生涯スポーツ活動の推進

いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも興味や関心、目的に応じてスポーツに親しむことができるよう、スポーツイベントの開催等を通じて、様々なスポーツ活動の機会を提供します。

2 競技スポーツ活動の推進

子どもたちの育成や競技団体の競技力の底上げを図るため、あつぎスポーツアカデミーを推進するとともに、スポーツ活動を支える団体、指導者、スポーツボランティアなどの育成及び活用を進めます。

3 スポーツ施設の整備・充実

身近な場所で、いつでも気軽にスポーツができるよう、既存スポーツ施設の整備及び充実、学校体育施設の開放など、多様なスポーツ活動の場を提供するとともに、公共スポーツ施設の特性に応じた効果的で効率的な施設運営を行います。

みんなができること

市民ができること

- ・スポーツ活動に参加する。
- ・自身のスポーツに関する経験や知識などをいかし、スポーツ活動に協力する。

事業者ができること

- ・スポーツイベントを主催する。
- ・スポーツイベントに協力する。

成果指標

1 市民実感度 : そう思う・ややそう思う : どちらでもない : そう思わない・あまりそう思わない

指標名	現状値 令和2(2020)年度			目標値 令和8(2026)年度
運動・スポーツ活動の機会が提供されていると思う市民の割合	50.2%	31.4%	18.4%	56.0%
スポーツ教室の開催や指導者の育成など、競技力を向上するための取組が充実していると思う市民の割合	31.5%	46.5%	22.0%	37.0%
スポーツ施設が充実していると思う市民の割合	42.7%	32.3%	25.0%	48.0%

2 代表となる指標 *は令和2(2020)年度、無印は令和元(2019)年度

指標名	現状値	目標値 令和8(2026)年度
運動やスポーツを週3回以上行っている市民の割合	34.5%*	40.0%
スポーツ指導者養成研修等参加者数	1,083人	1,150人
公共スポーツ施設の利用者数	1,529,937人	1,800,000人

